

(一) 坪井九右衛門、多方面に亘りて藩政の改革を施し、些かやりすぎの點もあり、殊に村田清風派の反対を受けたまゝ、松陰は當時坪井支持を當りしため、是れを彼の宿亭主へ遣はし呉れ候へと本文に於ても辯護せしなり。

(二) 御仕組とは藩の財政整理、節儉方策企畫等をす。意にして長州藩には御仕組方なる役あり。

(三) 岩國藩主吉川監物、藩毛利の支藩士を錄して寄組なる一階級寄組なる大組の士を統轄する。老中格の高官となり得る門閥家。

此の地は何を産するや、如何なる俗か杯具さに問ひ候て矢立紙取出し付け通り申し候。夜は机を出し燈を挑げ、皆々何やら書き申し候。定めて晝斯々にて聞き候處の件々を懇ろに書くと相見え申し候。又此の度は少しもグヅル杯申す事は決して之れなき由。グヅル輩の宿は別に一軒之れありと見え候。宮市にても奉行より宿の亭主を呼び、某の家の泊る宿には決して迷惑事も之れあるべく、是れを彼の宿亭主へ遣はし呉れ候へとて卵子五つ紙に包み候て差出し候由、やさしきことか、一笑。

一、坪翁轉役の儀惜しむべき事に候。昨年已來御仕組^(二)破り、又江戸震災の取計ひ、岩國の出府事等委細御承知の通り、又徳山の家老^(今名は忘れ候)儀、先年御當家より御聲ども掛りたるか、徳山にて蟄居、私に計り難きと見ゆ、是れ迄度々政府へ申入れ相成り候へども、政府果斷なる能はず候所、去年御在府中差免され故の如く相成り申し候由、是れ亦坪翁の僉儀より出でたると相見られ申し候。又老中に成りては寄組^(四)在郷住居相成らざる古例の處、此の度佐世氏在住の願差出され候に付き、坪翁判斷書に洞春公已來土着の制を引き且つ御役は一時の事、貧は永代へかかり御奉公の妨げに

も相成る儀など大議論ありて、遂に願の如く差免されたる由、是れも俗吏の得せぬ事、又勸農產物の儀毀譽得失相半ばするとは申しながら、今日に在りて必ず爲さざるべからざるの事務(なれば)、事務を知るものに近し。且つ此の一事が因りて土民中農學の志を起す者往々これあり、仁人の言利廣とやらんに似たり。人固より賢人君子にあらざれば少々の失策も私心もなきとは云ふべからず。されど奇材は奇材にて、今秋君侯江戸御參勤の節にても如何様なる變あらんも計り難し、付いては此くの如き奇材人之れなくては安からざることに候。何故にかくはなりしや。是れ地方の繩墨の議論、奇材の士を猜むより起る事か、何にせよ心得ぬことにこそ。

一、月性儀^(南遊記行は只今見え申さざるに付き、其の代りに宇津木の傳等送り申し候。)同師南遊のことは南遊紀行送り申し候間御覽成さるべく候。前條水野のことも是れ等よりのことよりの風評に出づと思ふことあり。但し祕說の終りに江戸引受けの役人現名あり、是れは必ず虚談なるべし、水野も岩瀬も西下するにて知れたり。修理が受[□]して伊賀守なり。

(六) 江戸方に對して國元方

(七) 舊全集第九卷二十一回叢書中「南游日記」参照

(一) 當時の
地方行政區劃の
一單位にし
て後の郡に相
當し、各宰判
に代官を置く。
今も熊毛郡あり、周防國に屬す。

一、家兄十六日より十日の内暇にて、熊毛才判鹽田村親姻の家へ参り申し候。其の節阿月へ通り秋良敦之助方へ参り、色々快談之れあり候由、中にも去年浦氏御加増の節、百姓共迄酒を賜ひし處、百姓共皆「國の神様吾が神様へ、千代の賜もの我れ我れ迄も、治まれる世に千石召さば、異國の退治は幾萬石ぞ」と歌ひしとなん。案ずるに土民安んぞ能く此の歌を作らん、此の作者は知るべきのみ。先年も阿月波戸築立の節、秋良が「神と君との恵みの阿月、風も和らぎ波靜かなり。鶴も千年龜萬歳の、浦は常盤の松と竹、そつといはねに石居ゑ堅め、千代も八千代も此の浦繁昌」と作りて歌はせしと申すこと之れあり。其の歌忘れず喜びさへあれば打寄り歌ふ由、
今に至るまで、彼れ平生南郡人の一癖にて樂を好み音曲を喜び、兎もすれば心にくきことする男子なり。

右松陰先生の梧下にて承り候まま書し申し候。

後の五月二十九日

富永先生 玉梧下

榮太郎再拜

二七二 山縣半藏宛

六月六日

松陰在萩松本

一、詩經品物攷五冊

(二) 岡元鳳
の毛詩品物圖
考のことか

右、只様留め置き申し候、返璧仕り候間御落手願ひ奉り候。先日愚兄より御願ひ申上げ置き候菅茶山後編御手元に在らせられ候はば、御借渡おんかしづたし是れ亦願ひ奉り候事。

六月六日

尙ほ来る九日を以て小田村子の盛會、拙房を以て處と爲し候よし、其の節は定めて鴻益を得べくと待ち奉り候なり。

縣半藏老臺下

二七三 中村道太郎宛

六月二十一日(カ)

松陰在萩松本

(三) 通稱彦
兵衛、富永の
親族にして免
獄運動を阻止
し來りし者

有隣の誓書貴意に當り候よし、拙に於ても雀躍此の事に候。此の餘羽仁氏說破の事も御任せ下さるべき段望外の慶ようこひに御座候。申す迄も御座なく候へども、人材を收攬する

安政四年

五七五

安政四年

五七六

(一) この事
保元物語卷二
及び日本外史
卷二参考
(二) 源義平
源爲朝
(三) 昔の行
軍は三十里にして舍る、三舍を避くとは九十九里を退く意にして謙遜する意なり。
左傳の僖公二十三年の條に

(四) 三舍は得避け申さず候へども、一舍半丈けは避けて以て報ぜん。頤首。

二十一日

二十一回

二七四 中村道太郎宛 六月頃

中村在萩松本

(五) 桓武天皇の朝に神別土師氏を改め大枝氏となす、淳和天皇の時大枝本主阿保親王の子音人を養子とせり。貞觀中音人上表して大枝を大江と改む。毛利氏は大江氏より出づ
(六) 行相府大臣浦賴資
(七) 坪井九

大江氏、土師氏の論御高評窺ひ度く候。先達ては黜陟の事相決し一段の事に御座候。右に付き僕の爲め枉げて有隣の事を果して呉れ給へ。浦行相の惑ひを秋良を以て解して、行相の口上にて水哉へ云うて貰ふも可ならんか。又三宅氏、人の託を苟且にせざる男子なること僕素より知る、兄誠心を注ぎて託し呉れ給はぬか。此の兩策皆行はれば有隣も吾れも未だ時機到来せぬとあきらめて屏氣せんのみ、幸に諒察せよ。奇士有隣の如きは、天の吾が藩を恵みて之れを囹圄に幽する所以、あながしこノ。

此の事僕が急にするを兄は定めて咲ふべし。然し兵は神速を貴ぶ、待つて居ても目途

はなし。且つ小人の隙に乗ずる、髪を容れず、小人は兎角權家の愛を受くるものなり。
柳宗元戸蟲しちゆうを罵る文あれども、後世の天道様は能く戸蟲の白まぢすこと聞きはるぞ、用心すべし。同夜。

道太様

寅

二七五 富永有隣宛 夏頃

富永在萩松本

(九) 松陰は安政四年夏頃富永有隣の免獄運動に盡力す。本書は有力枚隣の半紙十六枚に亘る長文の頼書寫しの終尾に、松陰自書して遣はしたるものこの一行

杉百合之助筆

此の副書愚父百合之助不落着に付き削り申し候。

(一〇) 烈婦
登波「闇傳」

二七六 中村道太郎宛 七月十三日

松陰在萩松本

安政四年

五七七

安政四年

五七八

候。淡水の書沈著痛快、併し今となりては達する亦益なきか。

(一) 富永有隣遂にこの月上旬獄を免され、松下村塾に引かれて賓師となる

扱て有隣一件容易ならざる御苦辛謝すべきを知らず。何も至誠石を貫くの義あり、天道未だ地に墜ちず、甲斐甲斐敷く存じ奉り候。愚兄今日罷り出で候様申し候ゆゑ、委細申上げず候。頓首。

十三日

道太老兄

寅白す

二七七 岸御園宛

七月二十八日(カ)

松陰在森松本
岸在三田尻或萩

(一) 小倉の國學者西田直養
(二) 嘉永二年徳川將軍下總小金原に狩をせし時の記
(三) 小金原御狩記一卷返璧。○先大津烈婦(登波)寫貌一條御周旋忝く候。討賊始末相濟み候はば御取りかへし下さるべく候。○正氣歌の解の事、富永有隣へ託し申すべく存じなるべし

候。「志賀月明夜」は如何様有隣檢出の通りなるべし。此の所太平記など見候はば詳

細に相分るべく候へども、座右に之れなく未だ檢せず候。○有隣歸着の事便も御座候

(四) 世良孫

楨、長藩士、

國典に通ず

* 富永有隣

の検出及び筆蹟

なり

志賀月明夕。陽^{イハリテス}作^ニ鳳輦^{ノヲ}巡^一。

正氣歌

八月、高時使を京に遣はし、天皇及び皇子入道尊雲親王(親王は帝の第三子、帝は兵部卿を拜す。後難夷し、天慶座主となり大人塔の宮と稱す)の海島に如かんことを請ふ。法親王天資勇武、兵術に達し劍法を善くす。乃ち策を進めて曰く、陛下夜に乘じ南都に幸し、更に御衣を近臣一人に假し、陽りて車駕山に幸するの儀を爲し以て賊兵(六波羅の兵及び)を欺きたまへ、山徒之れを禦がんと。ここに於て大納言師賢(花山院公)帝と詐り之れに赴く。賊兵銳を盡して追撃甚だ急なり。法親王自ら僧軍に將として之れを拒ぐ。帝潛かに笠置山に幸す。(帝、京を出づる日先づ南都に幸し、松嶽寺に入り、驚峯に次り而して笠置山に至りたまふ。乃ち詔し伊賀・伊勢・大和・河内等の兵を徵す。中

納言藤房(其の族稱は萬里小路)及び其の弟季房等之れに從ふ。師賢亦尋いで行在に至る。

右 八月以下、國史略を鈔して以て之れを質す。

右は國史略四の冊十六丁の裡にあり。○後醍醐天皇元弘元年なり。良哉の説も恐らく此の事ならんか。

(五) 神代より後陽成天皇聚落城行幸のことまでを記す。岩桓松苗の著

安政四年

五七九

二七八 岸御園宛

七月二十八日頃

松陰在萩松本
岸在三田尻或萩

- (一) 國學四
大人の一人た
る平田篤胤
- (二) 直養漫
- (三) 信長記
について天正
十年以後秀吉
の一生を詳述牛
- (四) 紀州藩儒三
宅頼及び江戸
の儒安穎良齋
の序あり
- (五) 天正軍
記ともいひ、
九卷。武田の
滅亡より信長
貳害、秀吉統
一の事を記す。

川角某は永祿
天正の實戰を
経し人といふ。
寫本として傳
り、嘉永三年
の序あり

森蘭丸

の筆

太田和泉守牛

の編

小倉西田主よりの復書御廻し下され忝く拜見、敵國降伏の事好く相分り申し候。○雲
陣茶話は手元にて寫させ候に付き、直様此の分小倉へ御贈り下さるべく候。尤も返さ
るに及ばざる段仰せ遣はさるべく候。雲陣夜話は山鹿素行の兵法神武雄備集に收入
之れあり、世間何國にも之れあるべく、且つ彼は徒らに處方の書なれば格角考據の
助に相成るべきものにある間敷きに付き、贈らずとも相濟むべく候。尤も先方へ一應
御問合せ然るべく候。○筑紫日記僕甚だ垂涎仕り候、何卒仰せ越さるべく候。其の外
の五考も追々乞求仕り度く候。蓬萊考は察する所平田翁の扶桑國考の類かと思はれ申
し候。漫筆は貴藏四冊の後は出來申さずや、補史備考は一冊のみか、御尋ね越し御尤
に候。此の類余當節の急需なり。○川角太閤記の事十卷の様承り候處、五卷迄上梓、
原本紀伊より出で候由、隨分考據に備ふべく覺え候。是れは上梓に付き最早小倉表な
どには流布に之あるべく、就中森於亂と申す事所々に相見え候。漫筆に引く天正記
と相合し面白く覚え候。五卷にて天正十年より十四年頃までの事相見え候。社中に寫
し置き候に付き、近日貴覽に備ふべく候。○吉見正頼の朝鮮滯陣日記などはつまらぬ
ものには候へども、當時の書なれば萬一考據の端にも相成るべきかと存じ候。若し先
方望まれども候はば寫させ贈るも亦可なり。貴着次第御問合せ然るべきか。

西田の書御返し致し候。○正税帳は全く急ぎ申さず候。鈴木氏右様の存立之れあり
とは誠に結構の事なり。何ぞ横奪して其の用を缺き申すべけんや。西田書中、隆景
公の御事書流しに之あるは鳴程貴説の如く、急卒の誤落なるべし、尤むるに及ぶ
間布く候。

二七九 吉田榮太郎より櫻井幸三宛(松陰)

八月三日

吉田在萩
櫻井在信濃國松代

- (七) 松陰の
あざな

小生儀義卿隣家住居且つ舊縁故之れあり、甚だ其の知遇を受け日夕幽居に立入り其
の志を同じうし候處、此の度出府仕り候に付き、義卿より別稿一章相托し、折を以て
極密象山平先生へ達し吳れ候様、あれぐ相頼み候。昨年久保清太郎生の隣居に御座候在府の節
(松代)
蟻川賢之助君に託し、北山安世子まで音耗を通じ候處、蟻川は歸國、藩人松島瑞益長崎
(北山は西遊)

安政四年

五八二

にて一面、瑞益は小田村伊之助の兄なり。小田村は義卿の妹婿。と承り候へば大いに力を失ひ候。然る處七月上旬頃、令兄純藏君御事弊藩御出で下され、杉梅太郎宅にて久保清太郎・小田村伊之助杯御一會之れあり、其の節僕末座に在りて事を執り、賤名を陳ぶるに及ばず、遺憾に存じ奉り候。然れども令兄尊王攘夷の御素志は竊かに感銘し奉り候。其の節承り候は、松代北山氏へ貴君御滞學在らせられ候由、北山氏西遊後は如何せられ居り候や、若し今以て松代御滞りに候はば、別稿の儀然るべき御都合も御座候はんと察し奉り候。扱て又貴家恒川才八郎君と御隣居と申す事、令兄御話に御座候處、恒川君御事、義卿江戸にて知己と申し候に付き、此の趣御商議下され候はば忝く存じ奉り候。義卿近狀近論象山先生へ教を乞ひ度く相含み居り候へども、松代藩の事狀相知り難く差控へ居り申し候。令兄へ託し近文四五篇差出し候。令兄御歸國の上は先生へ達し候様致すべしとの御約束に御座候。先づは右の條件御託し申上げ度く、是くの如くに御座候。不盡。

八月三日萩府に於て書す

吉田秀實再拜

松代御藩 櫻井幸三郎様 人々御中

二八〇 岸御園宛 八月四日

岸陰在萩松本
在三田尻或萩

先日申し遣はすべくと存じ候所、取紛れ打忘れ申し候、西田へ寫本の事とう／＼申越され候や。寫本料は僕より出し候積りに候、委細御聞かせ下さるべく候。○烈婦寫貌の事誠に好都合に行はれ、御周旋忝く候。月性圖丈け出來候、則ち貴披に入れ候。○佩葦筆記二冊返璧。○出定笑語読み終り候。然る處別に見たがり候もの之れあり候に付き、御急ぎ之れなく候はば今少し借用仕り度く候。實は印に岸氏圖書と相見え候故御藏本と存じ、無斷已に人にかし申し候、多罪。尤も御用ならば早晚にても返上致し申すべく候。○四日

世良の歌感吟、御序に然るべく御傳へ下さるべく候。

(三) 第五卷
(六) 六二頁 参照
(四) 桀王の忠臣龍達と糾

(一) 古賀焼
(二) 佩葦と號す
(三) の著
(四) 平田篤胤の著、佛教を攻撃せし書

若し曾子の心あらば即ち龍比の身首分裂と、手足を啓くと一般なり、然らずんば則ち

安政四年

五八三

安政四年

五八四

臍下に老死するも亦刀鋸の慘辱と何ぞ異ならん。

(一) 第四卷
三四〇頁「吉田無逸を送る三生は市之進・三郎の三不良少郎をさす」
序「參照。三音三郎・溝三郎をさす」

(一) 第四卷
三四〇頁「吉田無逸を送る三生は市之進・三郎の三不良少郎をさす」

安政四年八月十二日

吉田無逸 足下

二十一回生

二八二 月性宛

八月十五日

松陰在萩松本
月性在周防國遠崎

松下村塾寄題の尊作、此の度御贈り待ち奉り候。有隣然るべき申上げ候様囑望仕り候。
(二) 周布政
之輔「關傳」
村中頗る振起の勢相成り申し候。有隣至極勉強に御座候。討賊始末、周布取込み一向
戻し申さず、世間に出来ぬ様にとの事にて僕手元に副本之れなく大困り、原稿塗抹の
(三) 松浦松
洞「關傳」
分は松洞書き候。而し附錄は終に原稿之れなく致方なし。他日周布より戻り候時も御
座候はば差贈り致し奉るべく候。幽囚錄は寫させ、松洞に附し申し候。回顧錄は未だ
出來申さず候。後便差上ぐべく候。右用事のみにて他事に及ばず、閣筆仕り候。頓首。

八月十五日

清狂老人 座右

尙々觀月の尊興何如。尊作松洞へ御託し下さるべく候。

寅拜白

二八三 秋良敦之助宛

八月十五日

松陰在萩
秋良在周防國阿月

爾後彌々御堅剛御座成さるべく珍重に存じ奉り候。二に小生儀且々無異消光仕り候間、
憚りながら御放慮成し下され候様存じ奉り候。扱は此の度近所に罷り居り候松浦松洞
(當時根來)と申す畫師、方今孝子義人の像を書き候志之れあり、大津のとわ、小郡のい
し、深浦のまさよりして廣島の木原松桂に至り候積りにて、其の間有志の士に交り志
氣を勵まし度き所存にて出懸け候に付き、御地罷り出で候はば何卒相應に御激勵成し
遣はされ候様頼み奉り候。餘は彼の者より御直々聞し召され下さるべく候。申上ぐる
能はず候へども、秋冷相催し候時分柄、別して皇國の爲め御自重專一に存じ奉り候。
毎々御面倒の御願ひ申上げ恐れ入り奉り候。先づは右御願ひ申上ぐべき爲め早々斯く

(一) 孝女お
石、お正の第二
人のこと、第二
四卷四五七頁
参照

安政四年

五八五

安政四年

五八六

の如くに御座候。書外後鴻を期し候。恐惶謹言。

(一) 兄の名
を假用す
八月十五日

尙々幾應も國家の爲め御自重專一に存じ奉り候。尙ほ白井小助子御地迄御歸在の由、定めて御健在と察し奉り候。歸萩の上拜眉を待ち居り申し候。不一。

秋良敦之助様 玉机下

二八四 吉田榮太郎宛

八月二十八日

松陰・吉田
在萩松本

一、上張地一

右菲薄の至りに御座候へども、聊か御東行の驥はなむけに致し候。拙者家の紋を出し度くも存じ候へども、其の儀憚り之れあり差控へ申し候。圖らず昨年面會已來一方ならず御世話に相成り、毎々申し候様偶然とは申しながら貴所と稱號を同じうする事如何にもよしありげに見え候。拙者身上は御存じの通りにて己に自ら決定致し居り候へども、後來の所貴所ならでは孰れか微志を繼ぎ申すべき。兼ても申し述べ候通り別に其の人あ

らば貴所力を添へられよ、若し其の人なく候はば貴所が即ち其の人と存じ候。此の度御身上も少しくくつろがれ候事に付き、何卒天下國家の爲めと存ぜられ候て、拙者心願筋御取繼ぎ下され度く頼み入り候。此の度の東行、前條の論より見候はば無用の大有用と拙者において甚だ欣喜に存じ候。申すも愚かに候へども萬事御油斷なき様御出精致さるべく候。天下國家の御事は中々一朝一夕に参るものに之れなく、積年の至誠積みにつみての上ならでは達するものに御座なく候。贈り物は菲薄と雖も、愚心の注する所は菲薄には之れなく候。深々御垂察下され候はば本望之れに過ぎず候なり。

安政四年八月二十八日

吉田寅次郎(花押)

(二) 本卷五
○六頁頭註參照

(三) 宇津木

共甫。大鹽平

八郎の門下、大鹽の亂前に

極諫して容れず、同志に殺さる

九月二日

松陰在萩松本

長原在江戸

(二) 遷遜貫珍難有く拜受仕り候。宇津木の傳其の外別して感銘仕り候。○河角太閤記至極

面白く覚え候。六卷已下謄寫相成り候はば、秀實へ寫せと申し置き候。

安政四年

五八七

杉梅太郎修道

藩友久保清太郎滯府の節は度々懇命を得、感銘の至りに存じ奉り候。同人歸國の節御
(一) 早速上梓ありたし、最早成就に候。
 託を受け候關原合戰記只様稽延、何とも申譯之れなき次第に御座候。實は再應誦讀仕
 り候へども、僕史學未熟の上、關原の事別して不詮鑿、行文措詞は都合間然すべきも
 の御座なくに付き、其の儘にて返璧仕り候。尤も處々誤字等は檢出次第書記し置き申
 し候。千里外態と御示し下され候處、一言の報も仕らず、汗顏至極に存じ奉り候。扱
 て此の度此の書を託し差出し候人物吉田榮大郎名は秀賞、字は無逸。僕爲めに名字説を作る。僕舊來縁故之れあるも
(二) 若し又
 のにて、身分は輕賤に候へども頗る志氣ある故、僕視ること猶ほ阿弟のごとし。何卒
(三) 此の生同友紹介候はば亦生が託と思召され度く頗み奉り候。
 御門生の列に御加へ御教導頼み奉り候。僅かの在府にて取留め候修業も出來難く候へ
 ども、年少の事、別して光陰を惜しみ候様御教示頼み奉り候。小生近況總べて此の生
 熟知仕り候に付き、御聞取り下さるべく候。清太も日夜對梧、毎々老兄の御事御噂申
 上げ候。萬々不悉。

九月二日

永原老大兄 案下

二十一回生拜白

尙々秋冷別して御保重成さるべく候。近來御壯健に御渡り成させられ候や、頗る遙
 念仕り候事。

鳥山は物故、(二) 起入道は一向消息なく、天地頗る寂寥を覺え申し候。僕同居友富永有
(一) 藏の綽名
 隣の事、榮太の口上に在り。

二八六 桂小五郎宛

九月二日

松陰在萩松本
桂在江戸

杉原辰之助組の者自稱吉田氏 榮太郎秀實字は無逸

此の生僕甚だ愛する所、前逾期すべしと存じ候。僕鑑定の處は此の生の名字説其の外
 書き與へ候詩文にて御承知下さるべく、老兄御目鏡に乗り先々有用と思召され候はば、
 然るべく御教示頼み奉り候。此の生心事、小生近況、直々御聞取り下さるべく候。外
 に小倉健作の事、此の生へ仕せ置き候、趣次第御指示頼み奉り候。其の他宜しきを計
 り齋藤父子・櫻任藏・(未だ歸府せぬか) 松浦竹四郎などへ御紹介、小生の近況相通じ度く、邸中にて
 も來島など同斷、相模へども參り候はば來原同斷、其の他内外有志のものへも然るべ

安政四年

五八九

(一) 江戸の
 劇客齋藤彌九
 太郎とその子新

安政四年

五九〇

く御頼み仕り候。僅かの在府、逆も讀書と申す程の事は覺束なく、唯だ天下の人物を開し其の末議を聞き候儀肝要と頼み奉り候。七月の間土屋生への御書轉讀仕り候。時勢論も申し度く候へども、論も亦無益と閣筆仕り候。不盡。

九月二日

矩方拜白

桂小五郎兄 足下

(一) 村田藏
六、即ち後の大村益次郎。當時江戸に塾鳩居堂を開き、蘭書を講じ、又著書調所の教授方となり、翻譯に從事す

二白、天下國家の爲め一身を愛惜し給へ。閑暇には讀書を勉め給へ。外に老兄に申すべき事之れなく候。村田良菴へ(同居生)富永彌兵衛より添書致し候。是れにて洋學處の光景能々見て歸れと仰せ付けられ候様頼み奉り候。富永が事榮太より御聞取り下さるべく候。

二八七 伊藤靜齋宛

九月上旬頃

松陰在萩松本
伊藤在馬關

此の間松島瑞益貴地迄出張、定めて高門へも罷り出で候事と存じ候。粗ぼ同人へも申し含め置き候處、此の畫工松浦松洞生なるもの同志のものに付き、高門へ罷り出で候の達し候様萬々屬し奉り候。

様申付け候。此の生事は僕贈序一篇あり御覽、尙ほ當人口演仕るべきに付き御聞取り下さるべく候。偏に老臺を西道の主と相頼み候存意に付き然るべく御周旋、渠れが志先大津烈婦(登波)とはの事、松洞より御聞取り下さるべく候。賤著討賊始末中貴地へかかり候事共もあり、必ず御一見下さるべく候。序と碑文とは錄して鎧軒先生へ贈り度く候へども、此の度は其の儀に及び兼ね申し候。

東論語林の事、先年より御願ひ申上げ候通り初巻の外之れなく、後巻の處貴家の御藏本に御座候や、又は御實家の分に候や。御實家は何と申し候や。相分り候はば此の方より直に借用仕り候都合も之れあるべくと存じ奉り候。小倉西田直養(通稱正左衛門と申す)は兼て御承知成され候や。追々著書も傳覽、大和魂の男子と察せられ候。此の度松洞罷り越し候積りなり。松洞が有用圖卷へ載せ候様の人物、貴地にて一兩人御示し下され度く願ひ奉る事なり。忠孝・奇節・碩學其の外非常の所業ある人共なり。用事右に止まる。隨分御氣體御保重專要に存じ奉り候。頓首。

安政四年

五九一

(二) 第四卷
三二三頁參照
(三) 葉山佐
内、平戸藩士。
松陰西遊時の
師「關傳」

安政四年

五九二

靜齋君 足下

寅二拜白

二白、松洞の事幾重も御厄害に御座候へども、亦名教の一助と思召し御周旋下さるべく候、頼み奉り候。

二八八 月性宛 十月二十二日

松陰在萩松本
月性在周防國遠崎

(一) 第四卷
討賊始末參照
(二) 廣島
(三) 木原慎齋。松桂はその父にして孝義に厚きを以て當時喧傳せらる。(關傳)
(四) 嘉永安政の新樂府を集めし書ならん、編著者未詳
(五) 門田樸齋、名は重隣。一時茶山の養子となりしことあり、茶山・山陽の門下

爾來貴況何如、遠想に堪へず候。九月十六日先大津烈婦出府、拙家へも兩宿し討賊の始末承り質し候。拙著少々改竄の所も御座候。此の節脱稿仕り候へども、未だ副本之れなく差上げ難く候。弊室にて拜謁を得候少年榮太郎駕に從ひて東行、九月十日廣府にて慎齋氏へ一面仕り候所、松桂老翁は月頃より痼病煩はれ候よし、甚だ案勞仕り居り候。近況御承知成され候はば、どうぞ御報知待ち奉り候。秋良も兩度程参り、近日の一快に御座候。松洞生は多分鎮西行と察せられ、一向音耗を絶ち候。(四) 永政新樂府は何人の作に候や。或は云ふ、福山の門田と、果して然りや。此の外申し度き事頗る多く候。近況御承知成され候はば、どうぞ御報知待ち奉り候。不備。

十月二十二日

寅二拜白

清狂老人

(一) 玉木は吉田代官中、安政四年九月、職務上の過失の爲め遠慮仰せ付けられし去留の儀とはこの事に關係あるかに見ゆ。

(二) 書名、機警才敏の事類をあつむ。

(三) 青苗法をさす。

(四) 名は雍、字は奏夫、宋人。富弼・司馬光等と相從遊し、薦められしも任に赴かず。觀物篇・漁樵問答・皇極經世等の書あり、康節と謐せらる。

(五) 罪状のしらべ書、安石に對する所謂彈劾狀なり。

二八九 叔父玉木文之進と往復

本文松陰
裏書玉木

十二月十一日 在萩松本

松陰在萩松本

追々御書中の意を以て伏察仕り候へば、去留の儀に於て高案在らせられ候様伺ひ奉り候。因つて明の馮夢龍が智囊中の一條を左に錄し御勘合の一端に備へ奉り候。

熙寧中、新法方に行はれ、州縣騷然たりしに、邵康節林下に閑居す。門人故舊の仕官する者、皆効を投じて歸らんと欲し、書を以て康節に問ふ。答へて曰く、「正賢の者の當に力を盡すべきの時なり、新法固より嚴なれども、能く一分を寬くせば、則ち民一分の賜を受けん、効を投じて去るとも何の益かあらん」と。

丈人此の説を以て如何思召し候や、後便に仰せ下され候はば、亦講學の鴻益と待ち奉り候。其の爲めに、不乙。

安政四年

五九三

安政四年

五九四

師走仲一夜

二十一回頑姪寅

玉丈人 座下

(同紙裏書)

(一) 明の胡廣等勅を奉じて撰ぶ。三十卷。四書の註釋書。

(二) 松木村護國山麓にあり、杉家昔この地に住み、玉木も同居せしことあり、松陰等もここに誕生す。

邵子の門人故舊皆才德出衆の人なるべし。一分を寬くせんと欲せば則ち其の事を得べし。愚等が鈍物に比すべきに非ず。愚が明倫館にありしき曾て四書大全を見て意へらく、本註は周南曰く位、細注は佐々木慶藏曰く、繁澤權右曰く位のことと思ひしに、其の後歴史綱鑑を見て宋の名賢の人となりを窺ひ知り小注人と雖も軽んずべからざるの合點が參り、初めて宋學に執心、徂徠學中より只だ一人山根吉之允と申す先生へ入門いたし候。兎角故人を引きて自から比するにも僭上のことあるべし。愚近來己れを顧みるに抱闊擊柝の才のみ。然らずんば則ち園子岩下の一老圃のみ。幸に古人を以て誚られ候を御宥免祈る所に御座候。以上。

二九〇 某 宛 某月某日
松陰在
萩松本

最初の問答取るに足らず候へども、序に示し申し候。

最初の愚問

(三) 以下の各條は烈婦登波の事に關係す。第四卷討賊始末參照。

一、甚兵衛・勇助は瀧部村官番とあり、幸吉と同社の官番にや。

一、浪人もの止宿させし事、田舎にて官番等旅人宿ども致し候事か。但しは三人のもの男立などにて自然浪人もの抔參り候か。

一、枯木は石見浪人と云へば夫れにて相濟み候。併し石見にて何の御領の者に候や。

其の素性の事申し傳へども御座候はば承り置き度く候。石見生國なるに安藝に母居るは石見にて宗門切られ候故の事にや。

一、とわ事幸吉へ嫁がせしは何年に候や。

一、甚兵衛即死には之れなき様見ゆ、何日程して絶命にや。三人遭害の時、とわ素より家にのこり居たるなるべし。此の時夫幸吉を迎へに自身参りたるや、大變はいつ何より承りたるか。

一、常陸國若柴村へ禮奉公として留まる事一兩年とあり、凡そ何年何月頃より何頃迄に候や。

(四) 大津郡胥徒靜間衛介の登波一件を記せるもの

安政四年

五九五

(來即ち大抵手本續の四

記に二男とあり。いかが。
分を云ふ。

*「」は原文の體
一、天保七年より十三年迄、とわ事組合どもへ預け之れありたるにや。久保平右衛門書に當分松五郎方へ留め置きたる様相見え候。七年間同様に候や。左なく候はば已後又々彦山へ尋ねに罷り越す「べき」勢ひに相見え候。其の事之れなきは如何。

一、龜松事歸國已後、行付き分り申さずや。

一、とわ申上げに若柴村にて病氣快氣の上國々尋ね廻り備前迄歸り又常陸へ行反し其の後龜松へ密通と相見え候。又日明松五郎が申上げには長病後にて急に出足も出來ぬ内龜松へ密通とあり。並びに誤りにて來歴筆記の快氣の上、上總・安房を廻り若柴村へ反り候後密通と云ふを正しとせんか。尤も龜松同道、再度常陸へ參りたるよしは彌々相違之れなき事にや。

一、枯木が女子千代は彦山の山伏の家に直様嫁となりたるか、又他へ嫁したるにや。
一、幸吉の敵を尋ねにと出立ちし時は病は素より未だ全快には之れなく、力めて出でたる事にや。

二九一 岸御園宛

四年頃

松陰在萩松本
岸在萩或三田尻カ

(本文關)

清の乾隆三十九年に出來たる四庫全書簡明目錄を見るに、

古文孝經、漢孔安國撰、日本信陽太宰純音

七經孟子考文補遺、西條掌書記山井鼎撰、東都講官物觀補遺

(二)字は君
姓、崑崙と號す。紀伊の人。
足利學校に行き古鈔本及び朱繫の諸經を
朱繫の諸經を
校勘すること
三年、七經孟
子考文三十
卷を作る。伊
豫西條侯の底
の業を卒ふ
(三)徂徠の
弟、荻生北溪、
名は觀
(四)字は錫
幽、竹垞は號す。
康熙中舉げ
れ明史を修
む、考證學
長す
原文には

跋吾妻鏡と云ふ文あり。

右兩條、此の處に書き入れたし。

朱竹垞文粹卷五「清朱彝尊著、尾張村瀨氏編次」

*二九二 小田村伊之助宛

四年頃

松陰在萩
小田村在萩

小田村伊之助の説明書附しあり、それによれば、本書は「大統歌」を塾にて活刷せし際の計算刷りにて活刷。著者として、小田村伊之助より若千藩の補助あり、その間周旋をなすと、政府より援助あり。小田村伊之助の説明書附しあり、それによれば、本書は「大統歌」を塾にて活刷せし際の計算刷りにて活刷。著者として、小田村伊之助より若千藩の補助あり、その間周旋をなすと、政府より援助あり。

但し壹枚に付き三匁づつ、八枚の代
一、同貳拾三匁五分 摺貨

但し百枚に付き五分づつ、三百部表紙共に二千七百枚

一、同三拾匁 繻貨

但し壹部に付き壹分

一、同三匁 絲代

八拾目

壹部に付き貳分六毛も餘に相當り候。

昨日の分は間違ひに付き此の分政府へ御出し下さるべく候。

士毅老臺下

寅拜

井上
書は闕失す。
井上は松陰野
山獄在囚中の
獄に投ぜらる
書は闕失す。
井上は松陰野
山獄在囚中の
獄に投ぜらる
書は闕失す。
井上は松陰野
山獄在囚中の
獄に投ぜらる

二九三 小田村伊之助宛 四年頃

小田村在萩
(原漢文)

して庄屋唐突にこれを官府に達す。官府乃ちこれを野山に投ず。情實憐むべきなり。右井上喜左衛門の書なり。脱島の舉、本末其の事あり、特だ阿座上某の讒に罹り、而然れども事已に十二年前に在り、今未だ必ずしも究尋せず。但だ島中の有罪者は復航するを得ず、官府蓋し文法あり。然れども文法の外豈に一種の活套なからんや。是れ僕の眷々たる所以なり。幸に之れを兼重に語れ。寅白す。十日。

(二) 兼重譲
藏、辨更

解題

本巻には松陰二十歳の嘉永二年より二十八歳安政四年末に至る九年間の松陰より某宛並びに某との往復書簡二九三通を収めた。配列は總べて年月日順に従ひ、その不明なる場合は大體の推定の結果概ね年月日確定書簡の後に置いた。兩年又は兩月に亘りて判然せぬものはその前年又は前月の終りに置いた。

各書簡の見出しは勿論編者の附せるものであるが、宛名の呼稱は成るべく一般に通用せるものに従ふこととした。

本全集使用の原本は一々眞蹟と校合を経た舊全集に據つたが、原文は純漢文の場合もあり、大部分は和漢混淆文であるものを、今回は全部和文に書流した。全文が漢文の場合は特に見出しの下にその旨註記したが、混淆せる場合はどの部分が漢文なることを一々註するに堪へないので省略した。但し特に長文に亘つて漢文を含んでゐる場合のみ便宜頭註を附したところもある。尙ほ舊全集には他人より松陰宛の書簡を收載したが、今回は總べてこれを省略したので、篤志の讀者には舊全集を参照せられんことを希望する。

書簡中に出て来る松陰の詩は、それが他の一成書中又は第七卷松陰詩稿に重出する場合は、原詩に單に返點・送假名を附するに止めて、重出個所を上欄に註し、書簡以外何處にも見えない詩にのみ書流文を併載し、必要の頭註を附した。又原文虫喰ひ其の他破れ等にて不明の個所は野園み□を以て示した。

本巻の書流し並びに校訂、頭註は委員廣瀬豊が擔當した。

(岡山製本)

昭和十四年七月十日印刷

吉田松陰全集第八巻

編纂者

山 口 縣 教 育 會
右代表者 齋 藤 彦 一

發行者

岩 波 茂 太 郎
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

印刷者

白 井 赫 太 郎
東京市神田區錦町三丁目十一番地

印刷所

精 興 社

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行所 岩 波 書 店

九電話
振替口座
東京七四一八〇番

小店出版物中、萬一不完全な品（落丁・亂丁等）がありました節は、御手數乍ら洩れなく
御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御讀後でありましても、早速お取替致します。

5596

終